

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成28年7月28日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区 久世殿城町338番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）日本 電産株式会社 代表取締役会長兼社長 永守 重信
京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。		
環境マネジメントシステムの名称	ISO14001:2004 = JIS Q14001:2004	
適用範囲	日本電産株式会社 本社・中央開発技術研究所	
導入年月日	2004年6月25日	
認証番号	認証証明書番号)02380-2010-AE-KOB-JAB	
基本方針	<p>弊社の行う事業活動が、環境に対し、その影響が最も小さくなるよう行動します。</p> <p>(1) 環境負荷の低減や地球温暖化防止のために「環境に配慮した製品開発」「エネルギー消費効率の向上」「廃棄物の削減・リサイクル」に視点をおき活動する。</p> <p>(2) 事業活動、製品の環境側面を認識し、環境パフォーマンスの維持・改善を図る環境汚染予防活動を適切に活動させ、継続的改善を推進する。</p> <p>(3) 関連する環境法規制および弊社が同意するその他の要求事項を順守する。</p> <p>(4) 環境目的及び目標を設定するとともに、マネジメントシステムの適切性を定期的に見直す。</p> <p>(5) 要求事項をマニュアル、規定、手順書等に文書化し、それに基く実施、文書の維持管理を行う。また、環境方針を全社員及び構成員に周知徹底するとともに関連する要員に対し、適切な教育・訓練、実施を確実にする。</p> <p>(6) この環境方針は、外部からの要求に応じて開示する。</p> <p>※弊社の環境方針より一部を抜粋</p>	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	<p>■廃棄物の排出量抑制 人員増加に伴う「全体の廃棄物排出量」を2015年度想定原単位実績値を基準とし、1%の削減</p>	
目標を達成するための取組の内容	<p>■廃棄物の排出量抑制に向けた取り組み 廃棄物の品目毎の排出量のモニタリング、廃棄物分別ルールの見直し、注意喚起文の配付(昨年度より引き続き随時実施)</p>	
目標を達成するための取組の進捗状況	<p>■廃棄物の排出量抑制に向けた取り組み 廃棄物の品目毎の排出量のモニタリング、廃棄物分別ルールの見直し、注意喚起文の配付(昨年度より引き続き随時実施)</p>	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	<p>当初計画通りに取り組むことが出来ている。</p>	
事業活動に係る法令の遵守の状況	<p>【環境関連法規制調査】(2回/年)： 半期ごとに法務部門が関連する法令の制定・改訂状況について調査を行う。</p> <p>【法規制遵守定期評価】(1回/年)： 環境関連法規制調査に基づき、各部門が法令遵守状況の評価を行っている。</p>	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	<p>【マネジメントレビュー】(1回/年) EMSの評価及び見直しの必要性について検討する為、経営層に対しEMS運用状況についての報告を行っている。</p> <p>2015年度EMS運用実績のマネジメントレビューで経営層より ・ ISO14001：2015年度版への確実な移行 ・ 環境管理活動を通じ業務内容見直し・業務改善および環境パフォーマンス向上の指示があり体制構築を進めている。</p>	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。